

所 環 対 第 7 号
平成 2 0 年 4 月 7 日



所沢市代表監査委員
阿部 武志 様

所沢市長 当摩 好子

監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 2 0 年 3 月 2 8 日付け所監第 1 1 1 号で報告のあった監査の結果について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により通知します。

監査の結果に基づく措置

部・課名 等	環境クリーン部環境対策課
<p>〔監査結果の内容〕</p> <p>「二酸化イオウ浮遊粒子状物質測定装置」、「窒素酸化物自動測定記録装置」、「オキシダント測定装置」及び「炭化水素自動測定装置」は、備品としての使用目的をすでに失っているが、返納手続きのないまま、別の目的に利用するため保管されている状況なので、適正に措置されたい。</p>	
<p>〔講じた措置の内容〕</p> <p>行政監査で指摘されました上記の備品につきましては、平成20年3月27日、契約課に対してすべて返納手続きを行ないました。</p> <p>なお部品取りのため当分の間、環境対策課で保管し、廃棄が必要になりましたら廃棄物品処分依頼することといたします。</p>	